

食品製造業・販売業に関わる皆様へ

栄養成分表示は

義務化※されています



※小規模事業者の場合、表示が免除されていますが、一定以上の規模のスーパーや道の駅へ販売する場合は、表示が必要となります。(所有権の移転がある場合)



<表示例>

栄養成分表示
(1枚当たり)



ポイント①

「栄養成分表示」と書く必要があります。

- ・100 g 当たり
 - ・100m L 当たり
 - ・一食当たり
 - ・1包装当たり
- いずれかで表示します。

熱量	25 kcal
たんぱく質	0.3 g
脂質	1.1 g
炭水化物	3.5 g
食塩相当量	0.04 g



ポイント②

表示の順番は決められています。

最低限5つの項目について表示しなければなりません。

すべてを検査することが難しい場合は**計算で数値を出すこともできます**。
当財団では栄養分析の検査を行っているほか、計算による算出のご依頼も承っています。詳しくは、下記までご連絡ください。

公益財団法人 群馬県健康づくり財団

〒371-0005

群馬県前橋市堀之下町16-1

お気軽にご相談ください。

連絡先

TEL 027-269-7405

FAX 027-269-7805

営業日

営業時間 8:30~17:15
土日祝日 定休

